

自立支援医療（更生医療）診療報酬明細書点検業務委託仕様書

1. 委託業務名

自立支援医療（更生医療）診療報酬明細書点検業務委託

2. 委託期間

令和6年4月1日 ～ 令和9年3月31日

3. 業務の実施場所

箕面市立総合保健福祉センター1階事務室

4. 業務の目的

自立支援医療（更生医療）診療報酬明細書及び調剤報酬明細書（以下、「レセプト」という。）の点検を行うことにより、障害者総合支援法に基づく自立支援医療費の適正な支出を図ることを目的とする。

5. 業務内容

- (1) 電子レセプトの単月及び縦覧点検業務（縦覧点検は3ヶ月に一度実施）
 - ①単月点検については、医科、歯科、調剤及び訪問看護レセプトの単月分を対象とすること。点検にあたっては下記内容に留意すること。
 - (ア) 縦計・横計の検算
 - (イ) 算定についての関連（診療開始日、初診、在宅欄、退院日等）
 - (ウ) 検査に係る算定の妥当性
 - (エ) 各種指導料、各種管理料の算定回数及び算定の妥当性
 - (オ) 各種処置、検査、注射回数の妥当性
 - (カ) 診療内容の傷病名に対する妥当性
 - (キ) 特別食と傷病名との関連
 - (ク) 長期に及ぶ投薬の妥当性
 - (ケ) 各種薬剤の傷病名との適応及び投与日数、回数の妥当性
 - (コ) 調剤における調剤料の誤り
 - (サ) 調剤レセプトに対する医科及び歯科レセプトの突合による傷病名との適応及び投与日数、投与回数の妥当性
 - (シ) 訪問看護レセプトに対する医科レセプトの突合による傷病名との適応及び各種算定の妥当性
 - (ス) その他請求内容の妥当性

②縦覧点検について、医科、歯科、調剤及び訪問看護レセプトの3ヶ月分を対象とすること。点検にあたっては、下記内容に留意すること。

- (セ) 重複請求、同一医療機関の重複検査等
- (ソ) 連月での初診料算定の可否
- (タ) 注射での長期にわたる施行
- (チ) 規定されている手術の妥当性
- (ツ) 特殊検査の連日施行の妥当性
- (テ) 連月でのレントゲン施行の妥当性
- (ト) CT、MRI 撮影の連月施行の妥当性
- (ナ) 連月でのルーチン検査の妥当性
- (ニ) リハビリテーションの施行期間の妥当性
- (ヌ) 新入院、継続入院の妥当性
- (ネ) 頓服、外用薬の投与量
- (ノ) 投薬日数の上限が規定されている薬剤の妥当性
- (ハ) 投薬での抗生剤等長期にわたる漫然たる投与
- (ヒ) その他請求内容の妥当性

③単月点検及び縦覧点検の結果、支払基金への再審査請求となるレセプトについては、レセプト管理システムに再審査申出理由登録を行うこと。

④再審査申出を行ったレセプトを原紙印刷し、その後付箋を貼り付けること。

⑤再審査内容を登録したレセプトデータを発注者が貸与する磁気媒体にCSV方式で保存する。

⑥業務終了後、「レセプト単月、縦覧点検業務結果報告書」を提出すること。

(2) 資格点検業務（毎月を基本とする）に係る返戻処理

本市担当者が資格の有無を点検し、その後資格喪失等で返戻する必要があるものについては、支払基金への返戻処理を行うこと。

6. 予定点検枚数

年間 260枚（10枚～30枚）

7. その他

(1) 毎月の業務日は、本市担当者と協議の上決定する。

(2) その他、この仕様書に定めのない事項については本市担当者と協議の上定めるものとする。